**開発行為、大規模建築物の建築などについての「お知らせ板」の設置について**

お知らせ板の設置を周知する際の文書（参考例）

≪一般用≫

年　　　　月　　　　日

開発行為や大規模建築物の建築などを行おうとするときは、影響を及ぼすおそれのある住民の皆様に対して事前に計画説明を行うことが条例**(注1)**で定められています。

この度、下記計画についてこの条例に基づきこれから計画説明を実施しますので、よろしくお願いいたします。

まずは計画説明について進捗状況などを皆様にお知らせするための「お知らせ板」を設置いたしましたのでお知らせします。（設置場所は裏面の案内図をご覧ください。）

近隣住民の方については、全員に対して説明をさせていただきます。(説明を受けるにあたっての手続きは不要です。)

周辺住民の方については、説明を希望された方のみ説明を行うことになりますので、説明を希望される周辺住民の方は下記の連絡先まで文書で期限内(期限は　年　月　日まで)にご連絡くださるようお願いいたします。

なお、近隣住民・周辺住民の範囲については「お知らせ板」でご確認ください。

(注1)　条例：特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例

ホームページアドレス　https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/reiki/reiki\_honbun/g204RG00000609.html

連絡先 住所

氏名

電話・FAX番号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 計画名称　　(特定建築等行為の名称) | |  |
| 計画の場所　(特定建築等行為の場所) | |  |
| 計画の種類　(特定建築等行為の種類) | |  |
| お知らせ板の設置日 | |  |
| 計画概要　　(特定建築等行為の概要) | |  |
| 行為者 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 電話 |  |
| 説明の方法 | |  |
| 説明の日時 | |  |

|  |
| --- |
| お知らせ板設置場所案内図 |
| ※注意事項  ・区域を明示すること。  ・お知らせ板設置位置を明示すること。  ・個人情報は載せないこと。  ・近隣・周辺住民を明示したい場合は、宅地審査防災課へご相談ください。  　TEL046-822-8316 |